

東播磨地区福祉有償運送運営協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、東播磨地区福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、別表に掲げる市町の地域におけるNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定するものをいう。以下「NPO」という。）等による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条に基づく登録により行われる有償のボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するために設置する。

(協議会の設置と主宰)

第3条 この協議会は、別表に掲げる市町が共同で設置し、主宰する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 福祉有償運送の必要性、安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策について
- (2) 福祉有償運送の登録、更新及び法第79条の7の規定に基づく変更登録の申請内容等について
- (3) 福祉有償運送事業に関する諸問題について
- (4) その他協議会を共同で設置している市町が必要と認める事項について

(委員)

第5条 協議会は、次に掲げる20人以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の代表
- (3) 利用者の代表
- (4) NPO等の代表（有償運送事業の運送主体を除く）
- (5) タクシー協会の代表
- (6) タクシー労組の代表
- (7) 神戸運輸監理部職員
- (8) 兵庫県職員
- (9) 市町職員
- (10) 現に福祉有償運送を行っているNPO等の職員

(役員等)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を招集し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。

ただし、第5条第10号に掲げる委員については、任期を1年とする。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の合議で決するが、協議が整わないときは、会長、副会長及びあらかじめ選任された委員が協議して決定する。

3 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員のうち、団体又は機関を代表して選任された委員については、会長及び副会長を除いて、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させることができる。

4 委員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が特定した委員に、議決権を委任することができる。

5 前2項の規定により、代理人を出席させた委員又は委任状を提出した委員は、第1項及び第3項の適用については、協議会に出席したものとみなす。

6 登録手続のために協議に係る事業者は、原則として協議会に出席するものとする。

7 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

8 協議会の議事は、原則として公開とする。

9 委員は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(開催)

第9条 協議会は、次の場合に開催する。

(1) 登録、更新及び法第79条の7の規定に基づく変更登録の申請等が予定されている時

(2) 重大事故等、問題が発生した時

(3) その他福祉有償運送事業の適正実施に必要な時

(庶務)

第10条 この協議会の庶務は、別表の市町順に担当するものとし、任期は1年間とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年11月17日から施行する。

2 この要綱の施行後最初の協議会の招集は、明石市障害福祉課長が行う。

3 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

4 この要綱の施行後最初に庶務を担当する市町の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表

| 順番 | 構成市町 |
|----|------|
| 1 | 明石市 |
| 2 | 加古川市 |
| 3 | 高砂市 |
| 4 | 稲美町 |
| 5 | 播磨町 |